安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称　AV 接着剤 90（低粘度速乾性 A）

会社名　旭有機材工業株式会社
住所　〒882-8688　宮崎県延岡市中の瀬町 2 丁目 5955 番地
担当部門　管材システム事業部　管材製造所　環境安全・品質管理グループ
電話番号　0982-35-9380
FAX **番号**　0982-35-9358

製造元　コニシ株式会社

推奨用途及び使用上の制限　耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニルパイプ用接着剤。所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS **分類**

物理化学的危険性
引火性液体　区分 2
自然発火性液体　区分外
自己発熱性化学品　区分外
水反応可燃性化学品　区分外
酸化性液体　区分外

健康に対する有害性
皮膚腐食性／刺激性　区分 2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性　区分 2A
生殖細胞変異原性　区分 2
発がん性　区分 2
生殖毒性　区分 2
特定標的臓器毒性（単回暴露）　区分 1（肝臓、中枢神経系、脾臓）
特定標的臓器毒性（単回暴露）　区分 2（神経系、腎臓、肺）
特定標的臓器毒性（単回暴露）　区分 3（麻酔作用、気道刺激性）
特定標的臓器毒性（反復暴露）　区分 1（肝臓、神経系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系）
吸引性呼吸器有害性　区分外
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHS **ラベル要素**

シンボル

注意喚起語　危険

危険有害性情報
H225：引火性の高い液体及び蒸気
H315：皮膚刺激
H319：強い眼刺激
H335：呼吸器への刺激のおそれ
H336：眠気又はめまいのおそれ
H341：遺伝性疾患のおそれの疑い
H351：発がんのおそれの疑い
H361：生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H370：肝臓、中枢神経系、脾臓の障害
H371：神経系、腎臓、肺の障害のおそれ
H372：長期又は反復暴露による肝臓、神経系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系の障害

安全データシート

注意書き

安全対策

P201：使用前に取扱説明書を入手すること。
P202：すべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
P210：熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
P233：容器を密閉しておくこと。
P235：涼しい所に置くこと。
P240：容器を接地すること。アースをとること。
P241：防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
P242：火花を発生させない工具を使用すること。
P243：静電気放電に対する安全対策を講じること。
P260：ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
P261：ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
P264：取扱い後はよく手を洗うこと。
P264：取扱い後はよく眼を洗うこと。
P270：この製品を使用するときに飲食又は喫煙をしないこと。
P271：屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
P280：保護手袋を着用すること。
P280：保護眼鏡、保護面を着用すること。
P281：指定された個人用保護具を使用すること。

救急措置

P302+P352：皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
P303+P361+P353：皮膚又は髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
P304+P340：吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P305+P351+P338：眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P307+P311：暴露した場合、医師に連絡すること。
P308+P313：暴露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
P309+P311：暴露した時又は気分が悪い時は、医師に連絡すること。
P312：気分が悪い時は、医師に連絡すること。
P314：気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。
P321：特別な処置が必要である。
P332+P313：皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。
P337+P313：眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当を受けること。
P362：汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
P370+P378：火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。

保管

P403+P233：容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
P403+P235：換気の良い冷所で保管すること。
P405：施錠して保管すること。

廃棄

P501：内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

分類に関係しない他の危険有害性

特有の危険有害性

有機溶剤中毒を起こすおそれがある。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別　混合物

一般名　塩化ビニル樹脂系接着剤

成分	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法	安衛法	
メチルエチルケトン(MEK)	50～60%	$CH_3CH_2COCH_3$	(2)-542	化(2)-542	78-93-3
シクロヘキサノン	20～30%	$C_6H_{10}O$	(3)-2376	化(3)-2376	108-94-1
テトラヒドロフラン	10～20%	C_4H_8O	(5)-3335	化(5)-3335	109-99-9

安全データシート

分類に寄与する不純物及び安定化添加物　情報なし

労働安全衛生法　名称等を通知すべき危険物及び有害物
（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9）
シクロヘキサノン　（政令番号：231）（20%～30%）
テトラヒドロフラン　（政令番号：367）（10%～20%）
メチルエチルケトン　（政令番号：570）（50%～60%）

4. 応急措置

吸入した場合　被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合　直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。又は取り去ること。
多量の水と石鹸で洗うこと。
直ちに医師に連絡すること。

目に入った場合　水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合　口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
直ちに医師に連絡すること。

応急措置をする者の保護　救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤　粉末消火剤、一般の泡消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水
使ってはならない消火剤　水、棒状注水
特有の危険有害性　極めて燃えやすい、熱、火花、火炎で容易に発火する。
特有の消火方法　ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏えい防止処置を施す。
消火を行う者の保護　消火作業の際は空気呼吸器を含め、適切な防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置　危険な現場を分離して、無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。
漏えい場所を換気する。
漏えい物に触れたり、その中を歩いたりしない。
作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
（『**8. 暴露防止及び保護措置**』の項を参照）

環境に対する注意事項　環境中に放出してはならない。
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。

回収・中和　少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

封じ込め及び浄化方法・機材　漏出物を取り扱うときに用いるすべての設備は接地する。
危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策　すべての発火源を速やかに取り除く。（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

安全データシート

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策　『**8. 暴露防止及び保護措置**』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体排気　『**8. 暴露防止及び保護措置**』に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱い注意事項　換気の良い場所で取り扱うこと。
眼、皮膚又は衣類に付けないこと。
取り扱い後はよく手を洗い、うがいをする。
火気厳禁、静電気注意。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

接触回避　『**10. 安定性及び反応性**』を参照。

保管

技術的対策　保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。

混触危険物質　『**10. 安定性及び反応性**』を参照。

保管条件　保管温度：2～40℃
日光から遮断すること。
容器を密閉して保管すること。
施錠して保管すること。

容器包装材料　消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

成分	管理濃度（厚生労働省）	許容濃度（産衛学会）	ACGIH
メチルエチルケトン(MEK)	200ppm	200ppm (590mg/m^3)	TWA 200ppm, STEL 300ppm
シクロヘキサノン	20ppm	25ppm (100mg/m^3)	TWA 20ppm, STEL 50ppm（Skin）
テトラヒドロフラン	50ppm	200ppm (590mg/m^3)	TWA 50ppm, STEL 100ppm（Skin）

設備対策　換気をしながらご使用ください。
本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。
局所排気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具　防毒マスクには有機ガス用吸収缶を使用する。
手の保護具　適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具　適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具　長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。

衛生対策　取り扱い後はよく手を洗うこと。

安全データシート

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

形状	液体
色	無色半透明
臭い	石油臭
pH	データなし（中性）
沸点、初留点及び沸騰範囲	64℃（テトラヒドロフラン）
引火点	-13℃（セタ密閉式）
自然発火温度	321℃（テトラヒドロフラン）
蒸気密度	1 以上（空気=1）
比重（密度）	0.93g/cm^3
溶解性	水に不溶、有機溶剤に可溶
粘度	500～800mPa･s/20℃

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の条件下では安定である。
危険有害反応可能性	反応性なし。
避けるべき条件	溶剤の蒸気は空気よりも重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、遠距離引火の可能性がある。
混触危険物質	酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。
危険有害な分解生成物	燃焼などにより CO 等の有害ガスを発生するおそれがある。

11. 有害性情報

急性毒性

経口	分類結果は急性毒性（経口）－区分外となるが、分類できない成分が約 10%含まれるため、急性毒性（経口）－分類できないとした。
経皮	分類結果は急性毒性（経皮）－区分外となるが、分類できない成分が約 20%含まれるため、急性毒性（経皮）－分類できないとした。
吸入	分類結果は急性毒性（吸入：蒸気）－区分外となるが、分類できない成分が約 10%含まれるため、急性毒性（吸入：蒸気）－分類できないとした。 粉じん、ミストによる健康への有害性は判断できないため、急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）－分類できないとした。
皮膚腐食性／刺激性	混合物の成分の皮膚腐食性／刺激性 －区分 2 の濃度合計がカットオフ値以上のため、皮膚腐食性／刺激性 －区分 2 とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 －区分 2A の濃度がカットオフ値以上のため、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 －区分 2A とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなしのため呼吸器感作性 －分類できないとした。 分類結果は皮膚感作性 －区分外となるが、分類できない成分が約 70%含まれるため、皮膚感作性 －分類できないとした。
生殖細胞変異原性	混合物の成分の生殖細胞変異原性 －区分 2 の濃度がカットオフ値以上のため、生殖細胞変異原性 －区分 2 とした。
発がん性	混合物の成分の発がん性 －区分 2 の濃度がカットオフ値以上のため、発がん性 －区分 2 とした。
生殖毒性	混合物の成分の生殖毒性 －区分 2 の濃度がカットオフ値以上のため、生殖毒性 －区分 2 とした。

特定標的臓器毒性（単回暴露）

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 1（肝臓）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 1（肝臓）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 1（中枢神経系）濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 1（中枢神経系）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 1（脾臓）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 1（脾臓）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 2（神経系）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 2（神経系）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 2（腎臓）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 2（腎臓）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 2（肺）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 2（肺）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 3（麻酔作用）の濃度が 20%以上のため、特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 3（麻酔作用）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 3（気道刺激性）の濃度が 20%以上のため、特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分 3（気道刺激性）とした。

特定標的臓器毒性（反復暴露）

混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（肝臓）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（肝臓）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（神経系）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（神経系）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（腎臓）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（腎臓）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（中枢神経系）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（中枢神経系）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（末梢神経系）の濃度が 10%以上のため、特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分 1（末梢神経系）とした。

吸引性呼吸器有害性

40℃動粘性率が 20.5mm^2/s より大きいため、吸引性呼吸器有害性－区分外とした。

12. 環境影響情報

環境に対する有害性

水生環境急性有害性

分類結果は水生環境急性有害性 －区分外となるが、分類できない成が約 10%含まれるため、水生環境急性有害性 －分類できないとした。

水生環境慢性有害性

分類結果は水生環境慢性有害性 －区分外となるが、分類できない成が約 10%含まれるため、水生環境慢性有害性 －分類できないとした。

生態毒性

情報なし

環境影響その他

漏えい、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取り扱いに注意する。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。

乾燥物は廃プラスチック類に分類される。(安定型産業廃棄物)

汚染容器及び包装

空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物して処理又は回収にまわす。

外箱、紙管など紙製容器・包装：回収又は紙くずとして処理。(単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物)

金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理。(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)

ガラス容器：ガラスくずとして処理。(単独で安定型産業廃棄物、付着分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)

プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類とし処理。(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報　IMO の規定に従う。

UN No.	1133
Proper Shipping Name	Adhesives
Class	3
Packing Group	Ⅱ
Marine Pollutant	Not applicable

航空規制情報　ICAO／IATA の規定に従う。

UN No.	1133
Proper Shipping Name	Adhesives
Class	3
Packing Group	Ⅱ

国内規制

陸上規制情報　消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。

海上規制情報　船舶安全法の規定に従う。

国連番号	1133
品名	接着剤
クラス	3
容器等級	Ⅱ
海洋汚染物質	非該当

航空規制情報　航空法の規定に従う。

国連番号	1133
品名	接着剤
クラス	3
容器等級	Ⅱ

特別安全対策

『**7. 取扱い及び保管上の注意**』の記載に従うこと。

容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。

緊急時応急措置指針番号　128

15. 適用法令

労働安全衛生法	第 2 種有機溶剤等（施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号） 作業環境評価基準（法第 65 条の 2 第 1 項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法 57 条 1、施行令第 18 条） 危険物・引火性の物（施行令別表第 1 第 4 号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9）
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）	該当なし
毒物及び劇物取締法	該当なし
消防法	第 4 類第一石油類（非水溶性）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項（2） 輸出貿易管理令別表第 2（輸出の承認）
船舶安全法	引火性液体類（危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1）
航空法	引火性液体（施行規則第 194 条危険物告示別表第 1）
港則法	危険物・引火性液体類（法第 21 条 2、則第 12 条、昭和 54 告示 547 別表二）

16.その他の情報

連絡先	『**1. 化学物質等及び会社情報**』に記載。
参考文献	JIS Z 7253-2012　GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、場内作業の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向け GHS 分類ガイダンス（平成 21 年 3 月） 社団法人 日本化学工業協会 GHS 対応ガイドライン（平成 20 年 10 月）
その他	危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分ご注意ください。 以前にお渡しした本製品の製品安全データシートをお持ちの方は、破棄してください。 法改正や製品の改良により SDS を改訂する場合がありますので、作成・改訂日が 2 年以上たっている場合は、最新版であるかどうかご確認ください。 SDS の伝達の経路：安全データシート（SDS）は原則として次の経路で最終取扱い事業者様へ伝達されます。 恐れ入りますが、未入手の場合の SDS のご請求や最新版のお問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出ください。 【メーカー→代理店→取扱い事業者】